

東京都下水道サービス株式会社

第37期

自 令和2年 4月 1日
至 令和3年 3月31日

独立監査人の監査報告書
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表
附 属 明 細 書

独立監査人の監査報告書

令和3年6月1日

東京都下水道サービス株式会社
取締役会御中
監査役御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

浜田陽介



監査意見

当監査法人は、東京都下水道サービス株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、全ての重要な点において、個別注記表に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項—計算書類等作成の基礎

個別注記表に記載されているとおり、計算書類等は、東京都の政策連携団体として東京都に提出するため、会計監査人設置会社に適用される「我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」によらず、中小企業のため的一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行として認められている「中小企業の会計に関する指針」に基づき、個別注記表に記載された会計の基準に準拠して作成されている。同指針においては、一定の場合には会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が容認されているため、上記以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、個別注記表に記載された会計の基準に準拠して計算書類等を作成することにあり、また、計算書類等の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、個別注記表に記載された会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸 借 対 照 表

(令和3年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	17,274,829,302	流 動 負 債	5,814,303,657
現 金 及 び 預 金	7,544,177,796	買 掛 金	4,706,842,583
売 掛 金	9,184,440,073	前 受 金	3,522,930
割 賦 売 掛 金	180,964,668	未 払 金	303,204,298
商 品	3,167,234	リ 一 ス 債 務	264,591,100
貯 藏 品	112,270,287	未 払 事 業 所 税	14,269,900
前 払 費 用	65,150,463	未 払 消 費 税 等	68,208,800
未 収 入 金	1,644,398	預 り 金	55,944,046
未 収 還 付 法 人 税 等	176,912,200	賞 与 引 当 金	397,720,000
そ の 他 流 動 資 産	6,102,183		
固 定 資 産	2,679,193,884	固 定 負 債	1,249,010,044
有 形 固 定 資 産	1,410,289,275	長 期 未 払 金	41,554,194
建 物	505,479,510	リ 一 ス 債 務	428,610,450
構 築 物	1,560,794	退 職 給 付 引 当 金	755,106,000
機 械 及 び 装 置	29,711,542	預 り 保 証 金	23,739,400
車 輛 運 搬 具	1,462,824		
工 具、器 具 及 び 備 品	168,821,139	負 債 合 計	7,063,313,701
リ 一 ス 資 産	677,073,850		
そ の 他 有 形 固 定 資 産	26,179,616	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	373,810,404	株 主 資 本	12,890,709,485
商 標 権	300,000	資 本 金	100,000,000
ソ フ ト ウ ェ ア	308,477,404	利 益 剰 余 金	12,790,709,485
電 話 加 入 権	3,783,000	利 益 準 備 金	18,500,000
そ の 他 無 形 固 定 資 産	61,250,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	12,772,209,485
投 資 そ の 他 の 資 産	895,094,205	損 壳 賠 償 填 積 立 金	6,000,000,000
関 係 会 社 株 式	173,700,000	移 転 対 策 積 立 金	1,360,000,000
投 資 有 価 証 券	200,000,000	繰 越 利 益 剰 余 金	5,412,209,485
長 期 前 払 費 用	223,461		
繰 延 税 金 資 産	409,799,564	純 資 産 合 計	12,890,709,485
敷 金	111,371,180		
資 产 合 计	19,954,023,186	負 債 及 び 純 資 産 合 計	19,954,023,186

損 益 計 算 書

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月 31日

科 目	金 額	
【売上高】	円	円
売 上 高	24,717,315,648	24,717,315,648
【売上原価】		23,051,961,962
売 上 原 価	23,051,961,962	
売 上 総 利 益		1,665,353,686
【販売費及び一般管理費】		1,172,155,125
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,172,155,125	
當 業 利 益		493,198,561
【営業外収益】		35,936,539
受 取 利 息 配 当 金	5,466,106	
受 取 家 賃	20,858,693	
そ の 他 営 業 外 収 益	9,611,740	
【営業外費用】		1,620,651
為 替 差 損	2,416	
そ の 他 営 業 外 費 用	1,618,235	
經 常 利 益		527,514,449
【特別利益】		45,482,000
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	45,482,000	
【特別損失】		921,679
固 定 資 產 除 却 損	921,679	
税 引 前 当 期 純 利 益		572,074,770
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	183,625,653	
法 人 税 等 調 整 額	1,649,970	185,275,623
当 期 純 利 益		386,799,147

株 主 資 本 等 變 動 計 算 書
 令和2年4月1日
 自至 令和3年3月31日

		株主資本					
		利益剰余金					
資本金	利益準備金	その他利益剰余金		繰越利益剰余金		株主資本合計	純資産合計
		損害賠償補填積立金	移転対策積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
令和2年4月1日残高	100,000,000	18,000,000	6,000,000,000	1,510,000,000	4,880,910,338	12,408,910,338	12,508,910,338
当期変動額							
剰余金の配当		500,000			△ 5,500,000	△ 5,000,000	△ 5,000,000
利益処分による任意積立金の取崩				△ 150,000,000	150,000,000		
当期純利益					386,799,147	386,799,147	386,799,147
当期変動額合計		500,000		△ 150,000,000	531,299,147	381,799,147	381,799,147
令和3年3月31日残高	100,000,000	18,500,000	6,000,000,000	1,360,000,000	5,412,209,485	12,790,709,485	12,890,709,485

(単位:円)

個別注記表

1 本計算書類は、東京都の政策連携団体として東京都に提出するため、会計監査人設置会社に適用される「我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」によらず、中小企業のための一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行として認められている「中小企業の会計に関する指針」に基づき、個別注記表に記載された会計の基準に準拠して作成しております。

「中小企業の会計に関する指針」においては、一定の場合には会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が容認されており、これらについては、重要な会計方針に記載しております。

本計算書類の作成に当たり採用した重要な会計方針は、以下のとおりです。

2 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

ア 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

イ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品については、最終仕入原価法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

職員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

② 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

〈採用している退職給付制度の概要〉

退職金制度として退職一時金制度を設けており、簡便法により退職給付引当金及び

退職給付費用を計算しております。また、選択制の確定拠出年金制度を設けております。

〈確定給付制度〉

ア 退職一時金制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	677,416,100円
---------------	--------------

退職給付費用	108,304,500円
--------	--------------

退職給付の支払額	<u>△30,614,600円</u>
----------	---------------------

期末における退職給付引当金	<u>755,106,000円</u>
---------------	---------------------

イ 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	755,106,000円
----------------	--------------

退職給付引当金	755,106,000円
---------	--------------

ウ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	108,304,500円
----------------	--------------

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、法人税法で定める処理を適用し利息相当額をリース料総額から区分せず、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

区分	前期末 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末 株式数
発行済株式 普通株式	2,000	-	-	2,000
自己株式 普通株式	-	-	-	-

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

(単位：円)

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
令和2年6月29日 定時株主総会	普通株式	5,000,000	2,500	令和2年 3月31日	令和2年 8月1日

4 その他の注記

「中小企業の会計に関する指針」(最終改正 平成31年2月27日：日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会)を適用しております。

1 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却額	期末取得原価
有形固定資産	建物	503,168,116	74,296,505	450,011	71,535,100	505,479,510	615,569,155	1,121,048,665
	構築物	1,993,270		39,000	393,476	1,560,794	127,706,848	129,267,642
	機械及び装置	41,713,629			12,002,087	29,711,542	197,104,404	226,815,946
	車両運搬具	1,747,265	338,270		622,711	1,462,824	1,168,966	2,631,790
	工具、器具及び備品	188,360,564	48,061,121	432,668	67,167,878	168,821,139	611,519,031	780,340,170
	リース資産	833,036,550	108,443,200	643,700	263,762,200	677,073,850	599,954,350	1,277,028,200
	その他有形固定資産	4,953,000	26,179,616	4,953,000		26,179,616		26,179,616
	計	1,574,972,394	257,318,712	6,518,379	415,483,452	1,410,289,275	2,153,022,754	3,563,312,029
無形固定資産	商標権	390,000			90,000	300,000	600,000	900,000
	ソフトウェア	271,606,296	146,060,420		109,189,312	308,477,404	207,838,388	516,315,792
	電話加入権	3,783,000				3,783,000		3,783,000
	その他無形固定資産	63,679,000	25,150,000	27,579,000		61,250,000		61,250,000
	計	339,458,296	171,210,420	27,579,000	109,279,312	373,810,404	208,438,388	582,248,792

2 引当金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的的使用	その他の	
貸倒引当金	45,482,000			*1 45,482,000	0
賞与引当金	417,514,000	397,720,000	417,514,000		397,720,000

(*1) 租税特別措置法改正により当社は法定繰入率適用除外事業者となり、貸倒損失発生額に基づく貸倒実績率を用いることにより取崩

(注) 退職給付に関する注記は、個別注記表に記載しております。

3 販売費及び一般管理費の明細

(単位 : 円)

科 目	金 額
役員報酬手当	37,800,000
給料手当	250,540,709
通勤手当	7,879,815
賞与	54,062,130
賞与引当金繰入額	29,572,000
派遣委託料	39,732,440
退職金	358,400
退職給付費用	7,439,547
確定拠出年金関連費用	5,768,000
法定福利費	71,300,015
厚生費	8,497,898
研修費	1,684,890
旅費	1,421,196
交通費	19,980,561
通信費	14,066,663
宣伝費	95,750
交際費	111,924
会議費	52,561
燃料費	3,305,100
光熱水費	43,296,507
備品費	451,950
被服費	529,578
印刷費	37,828,603
公租公課	4,889,209
新聞図書費	18,165,019
手数料	4,146,000
諸会費	550,000
寄付金	4,346,676
負担金	11,329,477
報酬	285,359,848
賃借料	18,765,836
保険料	135,350
修繕費	128,856,154
委託費	59,829,319
減価償却費	6,000
計	1,172,155,125